

●会計年度任用職員●

公開日	令和8年2月9日(月)
職 種	会計年度任用職員（特別支援学校 非常勤講師）
人 数	若干名
給料等 (見込み)	○給料(月額) 270,266円 ○地域手当 給料、扶養手当の月額合計額に支給割合(3.2%)を乗じて決定 ○通勤手当(片道通勤距離 2 km以上が支給対象) ・自家用車等による通勤の場合 月額 36,300 円を上限に、通勤距離に応じた額を支給 ・公共交通機関利用の場合 最も長い期間の定期券等の額等を実費支給 ○期末手当 基準日(6月1日及び12月1日)における在職期間等に応じて支給
雇用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
勤務場所	香川県内の特別支援学校(勤務地については要相談)
勤務時間	(例)8時30分～16時15分 (1日7時間、休憩時間12時15分～13時)の週5日(35時間)勤務 ※勤務する学校によって若干異なります。 (学校行事等で土・日・祝日に勤務する場合あり)
加入保険等	・公立学校共済組合(短期給付) ・厚生年金保険 ・雇用保険 ・公務上及び通勤途上の災害については、労働災害補償保険法の適用あり
問合せ先	香川県教育委員会事務局高校教育課 087-832-3751 遠藤
募集期間	令和8年2月9日(月)～令和8年2月25日(水)
備考	

- ・香川県教育委員会により、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する一般職非常勤職員である「パートタイム会計年度任用職員」として任用されます。
- ・次の地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない者に限ります。
 - (ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (イ) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・特別支援学校で教科指導、教具の準備、生活指導、学習支援等および校務分掌業務を行います。
- ・特別支援学校教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の専修または一種免許状を所有していること。
- ・パソコンの基本操作(ワード・エクセル)ができること。
- ・必ずハローワークを通じて応募してください。
- ・応募多数の場合、募集期間を切り上げて締め切ることがあります。
- ・面接および書類による選考を行います。
- ・面接の時間等については、応募後、電話にてご連絡いたします